

障害福祉サービス事業者等の皆様へ

かくたん

喀痰吸引・強度行動障害・同行援護・移動支援 の研修費用を助成します

豊島区では区内の障害福祉サービス事業者等に従事している職員に対し
専門性を高めるために必要な研修の受講料等の一部を助成します。

令和7年4月以降
受講分から移動支援
も対象になります

対 象

研修の種別ごとに次の要件を満たす区内の障害福祉サービス事業者等に助成金を支給します。
※同行援護従事者養成研修・移動支援従事者養成研修は区民も対象です。

1. 喀痰吸引研修

- ① 豊島区が援護する障害者(児)に対し、^{かくたん}喀痰吸引による支援を行う予定であること。
- ② 登録^{かくたん}喀痰吸引事業者、登録特定行為事業者のいずれかであること。または、事業者指定等の登録を今後受ける予定があること。
- ③ 研修を受講する従業員が研修修了日から3ヶ月以上継続して就労していること。

2. 強度行動障害支援者養成研修

- ① 強度行動障害の状態を示す障害者(児)に対し、支援を行う予定であること。
- ② 研修を受講する従業員が研修修了日から3ヶ月以上継続して就労していること。

3. 同行援護従事者養成研修

- ・研修修了日から3ヶ月以内に同行援護を行う事業者(区外も可)に就労し、かつ、3ヶ月以上継続して就労している区民の方。

または、

- ・研修を受講する従業員が研修修了日から3ヶ月以上継続して就労している同行援護を行う事業者。



4. 移動支援従事者養成研修（令和7年4月1日受講分より）

- ・研修修了日から3ヶ月以内に区に登録をしている移動支援を行う事業者(区外も可)に就労し、かつ、3ヶ月以上継続して就労している区民の方。

または、

- ・研修を受講する従業員が研修修了日から3ヶ月以上継続して就労している移動支援を行う事業者。



裏面もごらんください。

助成額

受講費用及びテキスト代の4分の3に相当する額(千円未満は数切り捨て)と下の表に定める助成基準額を比較して低い方の額を助成します。

研修の種類	課程等	助成基準額
かくたん 喀痰吸引等研修	第1号研修	128,000円
	第2号研修	107,000円
	第3号研修	41,000円
強度行動障害支援者養成研修	基礎課程・実践課程	14,000円
同行援護従事者養成研修	一般課程	27,000円
	応用課程	23,000円
移動支援従事者養成研修	全身性障害者移動支援	27,000円
	知的障害者移動支援	7,000円

申請方法

1. 研修受講前に区へ報告

研修計画事前報告書に受講予定日、研修の種類等を入力し、メールまたはFAXにて報告してください。

※助成金の予算総額に達し次第、受付を終了いたします。

※研修機関の領収書は大切に保管しておいてください。交付申請時に写しの提出が必須です。

2. 研修受講終了

受講終了日以降3カ月以上の継続就労後かつ研修終了日から6か月以内に申請してください。

例: 3/15 研修終了⇒3/20 就労開始⇒6/20 就労期間3ヶ月経過(申請可能)⇒9/15 申請締切

【必要書類】

- ① 豊島区障害福祉サービス従事者研修費用助成金交付申請書兼請求書
- ② 研修を受講した者との雇用契約書の写しまたは雇用を証明する書類
- ③ 助成対象経費について登録研修機関が発行する領収書の写し
- ④ 研修機関が発行した修了したことがわかる資料の写し
- ⑤ 研修機関の研修費用の内訳がわかる資料

※⑤についてはかくたん
喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修のみ

3. 交付申請

4. 交付決定・支給

詳細は豊島区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.toshima.lg.jp/171/kenko/shogai/2302131507.html>

申込み・問い合わせ先

豊島区福祉部障害福祉課 管理・政策推進グループ

電話: 03-3981-1766 Fax: 03-3981-4303 メール: A0015600@city.toshima.lg.jp